

耐震改修工事を対象とした税の優遇措置について

「耐震改修促進税制」により、一定の要件に合う「住宅の耐震改修」を行うと税金が減額される制度をいいます。「耐震改修促進税制」の代表的な内容は、所得税額の特別控除と固定資産税額の減額措置の2つです。

■所得税額の特別控除について(税務署に確定申告を行うことになります)

平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に、住宅の耐震改修をした場合、住宅耐震改修に係わる耐震工事の標準的な費用の額(補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額)の10%相当額(25万円を上限)を所得税から控除することができます。

(控除を受けるために必要な書類)

- 1) 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(様式は税務署に備えてあります。)
- 2) 住宅耐震改修証明申請書
- 3) 家屋の登記事項証明書など、家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたことを明らかにする書類
- 4) 住民票の写し

詳しくは、諏訪税務署にお尋ねください。

■固定資産税額の減額措置について(茅野市役所税務課へ申告することになります)

昭和57年1月1日以前から所在していた住宅について、一定の耐震改修を行った場合は、その住宅に係る固定資産税額(120m²相当部分まで)の税額を減額します。

(控除を受けるために必要な書類)

- 1) 耐震基準適合住宅に該当する家屋に対する固定資産税減額規定の適用申告書
- 2) 住宅耐震改修証明申請書
- 3) 工事請負業者が発行した今回の耐震改修工事の領収書の写し

詳しくは、茅野市役所 税務課 資産税係にお尋ねください。